告示

○外務省告示第十二号

平成二十六年一月二十四日に東京で署名された刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約について、両締約国が同条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十八年一月十五日にブラジリアで行われた。よって、同条約は、その第十七条1の規定に従い、平成二十八年二月十四日に効力を生ずる。

平成二十八年一月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字菅二一〇一から二一〇三まで、二一〇四の一、二一〇五、二一〇六の一、二一〇六の二、二一〇八の一、二一〇八の二、二一〇九、二一一〇の一、二一一〇の二、二一一四の三、二一一四の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菅二一〇三・二一〇六の一・二一一四の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一〇四の一、二一〇五、二一〇六の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び宮古市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町持越四三字柳清水四の三（次の図に示す部分に限る。）、四の二、四の六、四六字小林一・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、四の二、四の五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町持越四一字仏谷坂ノ後三の四・四の一・四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町太ノ浦郷字水地一五四の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥野八〇一の二、八〇二の三、八〇二の四、八〇七の二、八一八の六、字八ノ久保八二二の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市荒平町一五三九の四、一五四〇の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字蕨原一六六〇の九三（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町石垣字六田屋敷一一八七の一、字平床一二四七の一、一二四八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県飯山市大字静間字長坂六三七九、六三九〇から六三九二まで、六三九三のイ、六三九八のイ、六三九九のイ、六四一五、六四一六、六四一八、字今和泉六四九五のイ、六五一一の一、六五一一の三、六五一二から六五一四まで、字命無尽六五一五から六五二七まで、六五二九の一、六五二九のイ、六五三〇のイ

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂六四一五、六四一六、字今和泉六五一四、字命無尽六五一七、六五二一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。